

【別表】千葉市要介護認定業務委託審査基準

審査項目			評価する内容	配点
(1)	実施方針	業務理解	・事業受託に対する考え方及び基本方針について、意欲及び妥当性があるか。 ・業務目的に対する理解があるか。	15
(2)	事業実績	実績・ノウハウ	・本事業に類する事業実績、成績を有しており、その知識・ノウハウ・経験等を十分に活かすことが期待できるか。	15
(3)	積算根拠	積算根拠	・支出の内訳が明確であり、また、その積算根拠が合理的な内容であるか。	10
(4)	実施体制	スケジュール管理	・スケジュールについて、本業務の全体像を踏まえた提案となっており、業務の確実な実施、運営が見込めるか。	10
		所要日数の短縮 業務の効率化	・業務の実施にあたり、漫然と業務を実施することなく、要介護認定に係る所要日数の短縮や業務の効率化に繋がる提案がなされているか。	25
		要介護認定の適正化	・認定調査員テキスト2009改訂版の内容等を十分に理解した上で、要介護認定の適正化に向けた提案がなされているか。	15
		職員配置体制	・円滑な業務の実施が期待できる人員配置見込となっているか（独自のシステム等を活用し効率的な運営を図る場合は、システム構成も含め評価する）。また、業務従事者の資質の確保（資格・経験）を考慮した配置見込となっているか。 ・安定的な人材の確保について具体的な見通しがあるか。	20
		研修・育成体制	・準備期間及び稼働期間における、本業務の目的の達成に向けた、現実的かつ継続的な育成体制の構築に期待できるか。	15
		個人情報保護等	・適切な個人情報管理体制となっており、漏えい等の想定されるリスクに対し、個人情報保護のための適切な措置がとられているか。 ・その他業務遂行上想定されるリスクに、適切に対応できる体制となっているか。	15
(5)	その他の提案等	その他	・その他、本市の課題、目的等に鑑み、独自かつ実用的な提案がなされているか。	10
	合計			150